

# 尾張旭市立小学校体育施設開放 ～利用管理の手引き～



令和 4 年  
尾張旭市教育委員会  
文化スポーツ課スポーツ係



I	小学校体育施設開放事業について	
1	目的	・・・ 1
2	開放施設	・・・ 1
3	開放日時及び使用料	・・・ 2
II	小学校体育施設利用方法について	
1	利用対象	・・・ 2
2	利用登録	・・・ 2
3	利用の取消し	・・・ 3
4	利用の優先順位	・・・ 3
5	利用の申請	・・・ 3
6	使用料の支払い	・・・ 4
7	利用日当日	・・・ 4
8	非常時の対応	・・・ 4
9	使用料の還付	・・・ 4
10	管理責任、損害賠償	・・・ 5
III	学校体育施設開放運営委員会について	
1	運営委員会	・・・ 5
2	運営委員会の役割	・・・ 5
IV	管理員について	
1	管理員	・・・ 6
2	管理員の役割	・・・ 6
	参 考	
	学校体育施設ご利用の際のご注意	・・・ 7
	雨天等証明書	・・・ 8
	体育施設開放管理日誌及び利用点検書	・・・ 9

# I 小学校体育施設開放事業について

## 1 目的

小学校体育施設開放事業（以下「開放事業」という。）は、学校の運動場・体育館を、学校の運営管理に支障がない範囲において、地域スポーツ活動及び生涯スポーツ活動の場として開放し、スポーツの普及・振興を図ることを目的としています。

学校教育法第137条、社会教育法第44条及びスポーツ基本法第13条等、関係法令に基づいて、学校教育上支障のない限り、学校施設を社会教育のために利用するように努めなければならないとされています。

学校は、学校教育や部活動に支障のない範囲で学校体育施設を開放し、利用者は、学校や近隣住民への迷惑とならないように配慮してください。

## 2 開放施設

市内小学校の体育施設（運動場・体育館）

小学校名	住所	電話番号
旭小学校	西の野町5-1	0561-53-2035
東栄小学校	東栄町3-5-1	0561-53-2926
渋川小学校	渋川町1-5-8	0561-53-2044
本地原小学校	南新町中畑252	0561-53-2702
城山小学校	城山町城山13-1	0561-53-5020
白鳳小学校	白鳳町1-12	0561-53-5700
瑞鳳小学校	大塚町2-10-1	052-773-2391
旭丘小学校	大久手町上切戸117-1	0561-54-3066
三郷小学校	瀬戸川町1-122	0561-54-8777

※一般の利用者の方は、授業に支障があるような緊急の場合を除き、学校に問い合わせをしないでください。学校では予約受付をしていません。

### 3 開放日時及び使用料

開放事業として小学校体育施設が利用できる日時、及び使用料は次の表のとおりです。

開放施設		運 動 場	体 育 館
日時			
平 日	時 間	午前9時～午後5時 (夏・冬・春休み期間中)	午後7時～午後9時
	使用料	1時間 100円	1時間 300円
土曜日	時 間	午前9時～午後5時	① 午前9時～午後5時 ② 午後5時～午後9時
	使用料	1時間 100円	① 1時間 150円 ② 1時間 300円
日曜日 祝休日	時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
	使用料	1時間 100円	1時間 150円

▼年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は利用できません。

▼その他、学校行事等により利用できない日時があります。

▼許可された時間内に活動、清掃等を終わってください。

## II 小学校体育施設利用方法について

### 1 利用対象

学校体育施設を利用できる対象は、以下の3つの要件を満たす必要があります。

- ① 10人以上で活動のできる団体であること。
- ② 団体構成員の7割以上が、尾張旭市に在住、在勤、在学する者であること。
- ③ 代表者が18歳以上であること。

### 2 利用登録

学校体育施設を利用しようとする団体は、市役所文化スポーツ課窓口で利用登録をしてください。

また、団体の名称や代表者等、登録内容に変更が生じた場合は、再度、変更内容を登録してください。

- ▼登録の申し込みがあった場合、審査し、適当と認められたときは、学校体育施設開放利用登録証を交付します。
- ▼学校体育施設開放利用登録証の有効期限は、交付の日から3年間です。
- ▼登録団体は、関係者から学校体育施設開放利用登録証の提示を要求された場合に提示できるように、常に携帯してください。

### 3 利用の取消し

登録団体が次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことがあります。

- ▼虚偽の申請をしたとき
- ▼申請目的以外に使用したとき
- ▼\*営利目的のために使用したとき(\*P4参照)
- ▼教育委員会の定める遵守事項を守らなかったとき
- ▼その他教育委員会が登録団体として、不相当と認めるとき

### 4 利用の優先順位

学校施設は様々な地域行事、地域活動等が行われており、地域住民の親睦や絆を深める場として利用されています。

そのため、学校体育施設開放事業については、これらの地域活動を優先として、利用の優先順位を次のとおりとします。

- (1)学校教育、学校主催行事(部活動、卒業式、PTA主催行事等)
- (2)広く地域住民を対象とした公益的な活動
  - ・市が主催又は共催するもの(防災訓練等)
  - ・自治会、町内会、子ども会が行うもの(運動会、お祭り等)
- (3)学校体育施設開放登録団体の利用

### 5 利用の申請

小学校体育施設を利用しようとする登録団体は、各小学校の学校体育施設開放運営委員会(P5参照)が指定する日までに、「学校体育施設開放使用許可申請書」を提出してください。

ただし、登録団体が次のいずれかに該当する場合は学校体育施設の使用を許可しません。

- ▼公の秩序、善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- ▼暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき
- ▼施設や附属設備等を毀損するおそれがあるとき

- ▼\*営利を目的とするとき
- ▼政治活動、宗教活動を目的とするとき
- ▼その他教育委員会が適当でない認めるとき

(\*営利⇒一般的には、主催者が参加者を募り、その主催者が講師となって教室等を運営し、それを生業としている場合は営利と考えられます。)

## 6 使用料の支払い

運営委員会での日程調整後、速やかに総合体育館窓口（午前8時半から午後8時まで、休館日を除く）で使用料をお支払いください。その際は、運営委員会から交付される、「学校体育施設開放使用許可申請書」及び「学校体育施設開放使用許可書」を提出してください。

なお、運営委員会で日程調整済みであることを確認できない場合は支払いできません。

## 7 利用日当日

利用日当日は、領収印の押された「学校体育施設開放使用許可書」を、各学校体育施設の管理員にご提示ください。施設ご利用の際には、「学校体育施設ご利用の際のご注意」（P7）を厳守してください。

また、許可された時間内に活動を終え、施設利用後は、清掃等を行い、原状復帰をしてください。

## 8 非常時の対応

以下の場合には利用を中止します。中止する場合は、文化スポーツ課から利用団体及び管理員へ利用中止の連絡をしますので、後日還付手続きを行ってください。

ア 暴風・各種特別警報が発表された場合

イ 市が警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始。気象庁発表の「警戒レベル相当情報」とは異なります。）以上を発令した場合

ウ その他、公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき

※状況に応じて、急遽文化スポーツ課や学校で中止の判断をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※各種警報（大雨、洪水等）が発令されている場合は、安全確保を優先のうえ、各団体で判断してください。

## 9 使用料の還付

次のいずれかに該当する場合は、すでに納付された使用料を割合に応じて還付します。「学校体育施設開放使用料還付請求書」に「使用許可書」を添付し、総合体育

館窓口で手続きを行ってください。

- ▼災害その他の公益上特別の事情など、登録団体の責によらない理由により使用することができなかった場合は100%使用料を還付します。
- ▼使用日の15日前までに使用の取消しをした場合は70%使用料を還付します。
- ▼使用日の5日前までに使用を取消した場合は50%使用料を還付します。

なお、雨天等により施設が使用できなかった場合は、管理員から交付される「雨天等証明書（P8参照）」を添付してください。

## 10 管理責任、損害賠償

学校体育施設の開放における事故その他の責任については、施設や附帯設備の欠陥によるものを除き使用者が負うものとします。

また、使用者が故意又は過失によって施設や附属設備を毀損・滅失したときは、速やかに学校及び文化スポーツ課に連絡し、その損害を賠償してください。

### Ⅲ 学校体育施設開放運営委員会について

#### 1 運営委員会

開放事業を円滑に運営するために、各小学校は、学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、次に掲げるものの代表で構成しています。

- ▼学校体育施設の利用者
- ▼教職員
- ▼その他教育委員会が必要と認めるもの

#### 2 運営委員会の役割

運営委員会の役割は、次のとおりです。

- ▼運営委員会の開催、運営
- ▼利用団体の日程調整
- ▼使用許可申請書の受付
- ▼使用許可書の交付（使用許可申請書、使用許可書の2枚交付してください。）
- ▼運営に必要な物品等の管理、請求、受領
- ▼利用団体と教育委員会との連絡調整
- ▼利用日程表の作成、提出（学校、管理員及び文化スポーツ課へ提出してください。）

## IV 管理員について

### 1 管理員

開放事業を安全に実施するために、各小学校体育施設に管理員を置きます。管理員は運営委員会から推薦され、教育委員会が指名します。

### 2 管理員の役割

管理員の役割は、次のとおりとします。

#### ▼利用日当日

- ・ 開放時間の開始時に、施設の開錠、施設内外の点検、照明の点灯
- ・ 使用者の許可書（許可番号、領収印の有無）の確認
- ・ 開放時間の終了後に、施設内外の火気・戸締まりなどの安全点検
- ・ 設備、器具などの点検

#### ▼「体育施設開放管理日誌及び利用点検書（P9参照）」の作成、報告

・ 毎月5日までに、「体育施設開放管理日誌及び利用点検書」を作成し、文化スポーツ課へ提出してください。提出が遅れますと、管理員謝礼の支払いが遅れる場合がありますので、早めの提出をお願いします。

（FAX：0561-53-0401 Eメール：taiku@city.owariasahi.lg.jp）

#### ▼「雨天等証明書（P8参照）」の作成、交付

・ 雨天等で学校体育施設の使用ができなかった場合、利用団体からの請求により「雨天等証明書」を作成し、利用団体へ交付してください。「雨天等証明書」は還付手続きの際に必要です。（P4参照）

## 学校体育施設ご利用の際のご注意

- 1 許可書は、利用するときに必ず団体等の責任者が管理員に提示すること。
  - 2 管理員の指示に従って利用すること。
  - 3 許可された場所以外立ち入らないこと。
  - 4 利用中に事故が発生したとき、又は事故を発見したときは、ただちに管理員に報告して指示を受けること。
  - 5 スポーツ中の負傷等については、責任を負わないので注意すること。
  - 6 スポーツマンとしてのマナーを守り、他の利用者に迷惑をかけること。
  - 7 施設、器具等は大切に扱い、万一破損、紛失等をしたときは、学校体育施設破損等届を教育委員会に提出し、損害賠償をすること。
  - 8 体育館利用の場合は、室内専用の運動靴を必ず使用すること。
  - 9 空カン、ペットボトル及びその他のゴミは、取りまとめて必ず持ち帰ること。
  - 10 グラウンド内に自転車等を乗り入れないこと。
  - 11 学校の敷地内で、喫煙及び火気の使用をしないこと。
  - 12 利用後は、使用した器具等を元に戻し、清掃を行うこと。
  - 13 許可を受けないで、壁及び柱等にはり紙をし、又はくぎを打たないこと。
  - 14 盗難等の責任を負わないので、貴重品は持参しないこと。
  - 15 天候の不良又は学校の事情で利用を取り消しすることがある。
- \* 以上の事項を守らなかった場合又は利用に不当な行動と判断した場合は、利用を中止、あるいは今後の利用を禁止することがあります。

## 雨天等証明書

\_\_\_\_\_様

団体等の名称		
使用日	使用時間	使用施設
	～	_____小学校 運動場・体育館
<p>上記の使用日において、雨天等により施設が使用できなかったことを証明します。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">署名 管理員 _____</p>		

# 小・中学校体育施設開放管理日誌及び利用点検書

令和 年 月 日提出

点検事項 評価(いずれかを○で囲んでください)						
利用者のマナーについて	許可番号の有無について	領収印の有無について	施設・器具等の破損状況	電気の消灯	鍵の施錠・戸締り	施設の清掃・整頓状況
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
良 悪	有 無	有 無	有 無	完	完	良 悪
*許可番号、領収印の有無を確認してください。						
利用人数合計						

令和 年 月 分			尾張旭市立 小・中学校				管 理 員 名			
日	曜日	天候	利用時間	文化スポーツ課 担当記入	利用 施設	許可 番号	登録 番号	利用団体名	利用 人数	特記事項
			-		運 体					
			-		運 体					
			-		運 体					
			-		運 体					
			-		運 体					
			-		運 体					
			-		運 体					
			-		運 体					
			-		運 体					
			-		運 体					